

新しいマイナンバーカードへの免許情報記録の引継ぎについて
(令和7年9月1日から実施)

1 概要

マイナ免許証を保有している者が、新たなマイナンバーカードの交付を受ける場合に、オンラインで交付と署名用電子証明書の発行を申請することにより、新しいマイナンバーカードに免許情報記録等を引継ぎ（記録）します。

2 利用方法

(1) 事前準備

免許センター又は県内各運転免許試験場に署名用電子証明書を提出

(2) 利用手続

市町村の窓口又は郵送で受け取ったマイナンバーカードの交付申請書に記載してある申請書IDや2次元コードを使用して、個人番号カードオンライン申請サイトで新たなマイナンバーカードの交付申請時にマイナ免許証等継続利用の手続きを行い、あわせて新たな署名用電子証明書の発行を申請します。

(3) 利用できない場合

ア 氏名や住所に外字が含まれているなどの理由により、あらかじめマイナンバーカード発行工場において署名用電子証明書がマイナンバーカードに搭載できない場合
(氏名や住所に外字が含まれている場合は市町村窓口で確認が必要)

イ 郵送によるマイナンバーカードの交付申請した場合

ウ 特急発行を含む市区町村の窓口での申請その他のオンライン以外の手段によりマイナンバーカードを交付申請した場合

エ マイナンバーカードの紛失や破損等を理由にマイナンバーカードの再交付を申請した場合

3 注意事項

(1) オンラインで新たなマイナンバーカードを申請しても、

- ・ 上記2(1)の手続きを行っていない場合
- ・ 上記2(2)の手続きで失敗した場合
- ・ 上記2(3)に該当する場合

は引継がれませんので、新しいマイナンバーカードに免許情報を記録する必要があります（**有料：1,500円**）。記録手数料が無料となる場合がありますので、新しいマイナンバーカードの交付のため市町村から通知された交付通知書を持参してください。なお、免許情報を記録するまではマイナンバーカードを持っても運転免許証の携帯義務違反になりますので運転しないでください。

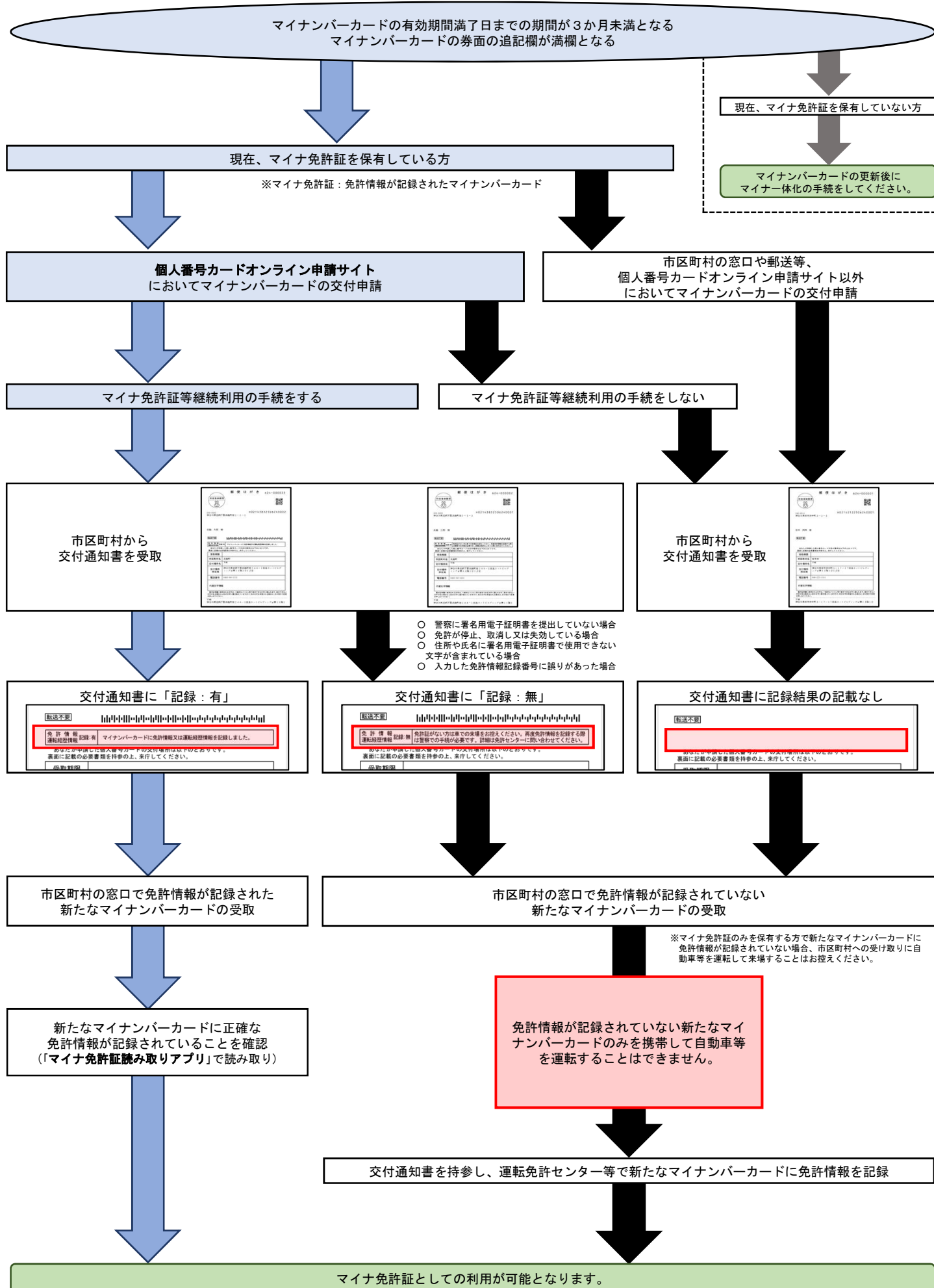
(2) マイナンバーカードの交付申請を行った場合は、新しいマイナンバーカードが手元に届いてから運転免許の更新を行ってください。

交付される前のマイナンバーカードで運転免許の更新を行っても、新しいマイナンバーカードを受け取るときに返納することになります。また、新しいマイナンバーカードに更新前の免許情報が記録されている場合がありますので、この場合は更新後の免許情報を再度記録（**有料：1,500円**）する必要があります。

更新前の運転免許情報が記録され、有効期間が満了した場合は、免許証としての効力を失います。また、この状態で運転すると運転免許証の携帯義務違反になりますので運転しないでください。

(3) マイナ免許証に書き込まれている免許情報記録につきましては、マイナ免許証読み取りアプリ（警察庁Webで配布）で確認することができます。

新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するまでの流れ



マイナ免許証とマイナンバーカードの更新を同じ年に迎える方へ

- マイナンバーカードは、誕生日の3か月前から更新手続きができます。
- マイナ免許証は、誕生日の前後1か月間、更新手続きができます。
- 新たなマイナンバーカードに新しい免許情報が確実に記録されるために、新たなマイナンバーカードを受け取ってから、免許証の更新を行うよう、お願いします。

